

# くろほね春のイベント



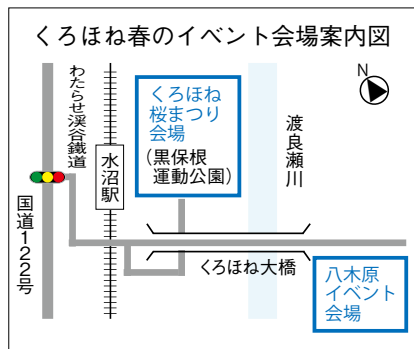
桐生・みどり未来創生会議  
で決定した連携事業として、  
黒保根町で春のイベントを開  
催します。みどりの花桃ま  
つりとあわせ、ぜひ、ご来場  
ください。  
問い合わせ〓黒保根支所地域  
振興整備課産業振興係（☎  
962113）

## 2020 くろほね桜まつり

八木節やマジック、木工教  
室、桐生西高校の生徒による  
和太鼓演奏のほか、餅つき  
の実演と試食、綿あめの無料配  
布（小学生以下）を行います。  
期日〓4月5日（日）  
時間〓午前10時～午後3時頃  
場所〓黒保根運動公園

## 花桃まつりとの 連携イベント

みどりの市の花桃まつりと協  
力し、特設の八木原イベン  
ト会場で物産販売などを行  
います。また、みどりの市



小夜戸・大畑花桃まつり会場  
との間を低速電動コミュニテ  
ィバスMAYUが無料運行し  
ます。  
期日〓4月12日（日）  
時間〓午前10時～午後3時  
場所〓八木原イベント会場  
●スタンプリー  
くろほね桜まつり、花桃ま  
つりとの連携イベント、みど  
りの市の神戸駅花桃まつり、小  
夜戸・大畑花桃まつりの4会  
場を巡るスタンプリーです。  
抽せんで賞品をプレゼントし  
ます。スタンプリーの応募  
用紙は各会場にあります。  
神戸駅花桃まつりは4月4  
日（土）・5日（日）、小夜  
戸・大畑花桃まつりは4月11  
日（土）・12日（日）に開催  
します。

## 自然観察の森 「森と生きもの親子教室」

1年を通じて、花や鳥などの生きものに触れたり、  
森の中を散策しながら、自然の不思議さや面白さを学  
びます。日程は下表のとおりです。

時間＝午前10時～午後3時

集合場所＝自然観察の森ネイチャーセンター

対象＝小学生とその保護者

募集人数＝10組（先着順）

申し込み＝3月12日（木）から、電話で自然観察の森  
（☎65-6901）へ。※火曜日、3月25日（水）は休園

問い合わせ＝自然観察の森（☎65-6901）

| 期日               | 内容                        |
|------------------|---------------------------|
| 5月24日（日）         | 見つけよう！<br>初夏の森の生きもの       |
| 6月21日（日）         | 水の中の生きもの観察                |
| 7月19日（日）         | 夏の虫ウォッチング                 |
| 9月6日（日）          | 森の中のキノコを知ろう！              |
| 10月4日（日）         | 秋の生きものウォッチング              |
| 11月29日（日）        | 森の恵みでクラフト教室               |
| 令和3年<br>1月17日（日） | 冬の森の生きもの<br>（野鳥観察とバッジづくり） |

## 4月4日（土）～19日（日） 吾妻公園チューリップまつり

色とりどりのチューリップ  
約1万株が開花します。

問い合わせ〓吾妻公園（☎  
228636）

### ▼写生大会

入賞者には賞状と賞品、応  
募者には参加賞を進呈します。  
全作品を5月9日（土）から  
24日（日）まで吾妻公園イベ  
ント室に展示します。

応募期間〓4月4日（土）～  
19日（日）

対象〓市内の小学生、幼稚

園・保育園児が描いた吾妻公  
園の風景画。用具は自由で、  
四つ切画用紙を使用。

応募方法〓応募は1人1点  
まで。画用紙の裏面に学校  
（園）名、学年、組、氏名  
（ふりがな）、年齢（未就学  
児は住所と電話番号）を記入  
し、4月19日（日）午後5時  
までに、直接、吾妻公園管理  
事務所へ。

### ▼花の苗プレゼント

先着100人に配布します。



期日〓4月11日（土）※少雨  
開催  
時間〓午前10時から  
場所〓温室前  
▼茶会（緑友会協力）  
期日〓4月12日（日）※雨天  
開催  
時間〓午前10時～午後3時  
場所〓悠縁菴、閑雅亭  
費用〓一席500円

# 喫煙マナーが ルールに変わります



## 4月1日から原則屋内禁煙に

健康増進法が改正になり、事務所や工場、集会所、商業施設、理・美容室、娯楽施設、ホテル、旅館、スポーツ施設などの2人以上が利用する施設は、原則屋内禁煙となります。

※条件を満たした喫煙専用室を設置すれば屋内喫煙は可能ですが、出入り口などに標識を掲示する必要があります。また、喫煙専用室には20歳未満の人が入ることはできません。なお、ホテル・旅館などの宿泊用の客室は規制の対象外です。

## 飲食店も原則禁煙

飲食店も原則屋内禁煙ですが、経営の規模などによっては経過措置により喫煙が可能です。

※条件を満たした喫煙専用室を設置すれば屋内喫煙は可能ですが、喫煙が可能である旨の標識を掲示する必要があります。また、喫煙スペースには客・従業員ともに20歳未満の人が入ることはできません。なお、経営の規模は資本金と客席面積で判断します。経過措置の対象は、既存の飲食店で資本金5,000万円以下、客席面積100平方メートル以下の店舗です。

## 公共施設はすでに敷地内禁煙

学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎は、健康増進法により令和元年7月1日から敷地内禁煙となっています。ただし、特定屋外喫煙場所が設置された場合は、その場所でのみ喫煙が可能です。

※市有施設のうち行政機関の庁舎に該当するのは、市役所、新里総合センター、黒保根支所、保健福祉会館、新里町保健文化センター、黒保根町保健センター、消防本部・消防署です。これらの施設以外でも敷地内禁煙の対応をとっている市有施設もありますので、施設管理者の指示に従ってください。

## 喫煙は決められた場所で

施設の種類によって喫煙できる場所が異なります。喫煙場所以外で喫煙することはできません。また、喫煙ができる場所であっても、望まない受動喫煙を生じさせないように周囲への配慮をお願いします。

## 違反した場合は指導などの対象に

違反した場合は、群馬県による指導や勧告などの対象になります。

喫煙について詳しくは、市ホームページ (<http://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/kenko/otona/1015833.html>) をご覧になるか、健康づくり課へお問い合わせください。

問い合わせ＝健康づくり課地域医療係（☎47 - 1152）